

川崎市若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、ネットワーク構成機関間で情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進するため、川崎市若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策・事業等の情報共有に関すること。
- (2) 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策・事業等の連携に関すること。
- (3) その他、若者の就業・自立支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる組織の職員をもって組織する。

- 2 連絡会議に座長を置き、座長は経済労働局労働雇用部長をもって充てる。
- 3 座長に事故があるときは、経済労働局労働雇用部雇用担当課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、経済労働局労働雇用部において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、平成21年 7月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表	
健康福祉局	生活保護・自立支援室 障害保健福祉部 障害計画課 精神保健課 障害者社会参加・就労支援課
こども未来局	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 こども支援部 こども家庭課 こども保健福祉課
教育委員会事務局	総務部 企画課 学校教育部 指導課 総合教育センター
経済労働局	労働雇用部